

通信制課程 入学者選抜要項（転入学生用）

1 募集定員

募集定員 320名（新入・編入を含む）

2 出願資格

次の（1）と（2）のいずれにも該当する者とする。

- （1）志願者の保護者等（親権者または未成年後見人をいう）が滋賀県内に居住する者（成人にある志願者の場合は、志願者が県内に居住する者）、または志願者が滋賀県内に勤務地を有する者または有する見込みの者。
- （2）高等学校等に在籍し、教科・科目の修得単位を有する者または有する見込みの者。

3 募集期間等

（1）期 間

令和8年3月5日（木）から3月9日（月）までとする。（土曜日は除く。日曜日を含む。）

（2）受付時間

午前9時から午後4時までとする。（本人が直接出願しなければならない。）

4 出願

本校の他の課程および県立高等学校との併願はできない。

5 出願手続

- （1）出願に必要な書類は、次のとおりとする。（Web 出願システムは用いない。）

*通信制課程学校説明会での説明の上、職員より直接渡された当該年度の出願必要書類のみ有効。

【志願者全員】

ア 入学願書〔転編通信1号〕（入学審査手数料は不要。滋賀県収入証紙は貼付しないこと。）

イ 面接票〔通信2号〕

志願者は、出願前3箇月以内に撮影した無帽、正面上半身の写真（縦4cm、横3cm）を面接票の所定の欄に貼る。

ウ 転学照会書〔転編通信3号〕

在学している高等学校等の校長が作成し、厳封したもの。

エ 単位修得・成績証明書〔本校通信部の指定用紙〕

在籍している高等学校等の校長が出願前3箇月以内に発行し、厳封したもの。

【該当者のみ】

オ 住民票記載事項証明書の写し

在籍している高等学校等の校長または滋賀県立大津清陵高等学校長が必要と認めた者は、本人および保護者等の住民票記載事項証明書の写し（高等学校等の校長が原本証明をしたもの）を提出しなければならない。（令和7年12月1日以降に証明をうけること。志願者が成人の場合、保護者等のものは不要。）

カ 雇用（予定）証明書〔5号〕

県内に勤務地を有し、または有する見込みの者のうち県外からの志願者は、雇用（予定）証明書を添付しなければならない。

キ 海外帰国生徒等取扱措置願

次に示す海外帰国生徒等に該当する者のうち、受検に当たって特別な配慮を必要とする者は、海外帰国生徒等取扱措置願を提出しなければならない。なお、受検上の配慮事項等については、別に定める、「配慮申請実施要領」を参考にすること。

海外帰国生徒等とは、海外帰国生徒または外国人生徒のうち、次のいずれにも該当する者とする。

(ア) 帰国または渡日後の期間は、帰国し、または渡日した日から令和8年2月1日(日)までの期間が6年以内とする。

(イ) 海外における在住期間は、帰国または渡日時からさかのぼり継続して1年以上とする。

(2) 入学願書その他必要な書類を取りそろえ、志願者本人が直接提出しなければならない。(郵送は認めない。)

(3) 入学願書その他必要な書類の提出先

滋賀県大津市大平一丁目14番1号

滋賀県立大津清陵高等学校(通信部) Tel 077-537-5333

6 面接

面接は、出願者全員に対して出願書類の提出時に実施する。

7 入学の許可

提出された転学照会書、単位修得・成績証明書および面接の結果を資料として、総合的に判定し、入学許可予定者を決定する。

8 入学許可予定者の発表

令和8年3月12日(木)午前10時に、滋賀県立大津清陵高等学校のWebページに掲載する。また、出願者に郵送で知らせる。(発表日当日に発送。)なお、電話等での問い合わせは一切受け付けない。

9 二次募集

入学許可予定者数が募集定員に満たない場合は、次のとおり二次募集を行う。

(1) 二次募集定員は、募集定員から入学許可予定者数を減じた数とする。

(2) 出願資格、出願、出願手続、面接および入学の許可については、2、4、5、6、7に同じ。

(3) 募集期間等

ア 期 間 令和8年3月15日(日)および3月18日(水)とする。

イ 受付時間 午前9時から午後4時までとする。(本人が直接出願しなければならない。)

(4) 入学許可予定者の発表

令和8年3月19日(木)午後4時に、滋賀県立大津清陵高等学校のWebページに掲載する。また、出願者に郵送で知らせる。(発表日当日に発送。)なお、電話等での問い合わせは一切受け付けない。

10 不正出願による入学許可の取消し

出願について不正の事実のあることが判明したときは、入学許可後においてもその許可を取り消すものとする。

11 その他

(1) 受検に当たって特別な配慮を必要とする場合、高等学校等の校長は、志願者の状況等について、滋賀県立大津清陵高等学校長あて申し出るものとする。

(2) この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。